

【最近のトピックス】

- 医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて
- オンラインによる返戻再請求について
- 長期収載品の保険給付(選定療養)

なお、本書では、書面の都合で簡略記載としております。詳細は各資料をご参照ください

【サイバーセキュリティ対策】

サイバー攻撃リスク低減のための最低限の措置

● パスワードを強固なものに変更し、使い回しをしない

VPN装置等のID・パスワードの漏洩は、システムへの侵入に直結し、医療機関等にとって重大なリスクとなります。過去に実際に攻撃を受けた医療機関では、パスワードが容易に推測可能なものであったり、4桁と短かった例が確認されています。被害を未然に防ぐには、強固なID・パスワード設定の徹底が必要です。また、複数の機器や外部サービス等で、同一のパスワードを設定しないことも重要です。パスワードの使い回しは漏えいリスクを高め、一度の漏えいにより被害範囲が拡大しうるため、非常に危険です

〈危険なID/パスワードの例〉

- Administrator(工場出荷時の設定等)
- 12345678(単純な羅列)
- pa\$\$w0rd、i234567&9(単純な置換、流出済)
- qwerty、7410(キーボードの配列)
- KoroHospital、KoroTaro(予測可能、施設の名称、代表者名など)

〈強固なパスワードとは〉

長く、複雑で、推測困難なものが推奨されます

- 13桁以上(桁数が多いほど、機械的な総当たりでの解析が困難)
- 英数字、大文字・小文字、記号が混在(組み合わせが多いほど解析が困難)
- ランダムな文字列(単語等の組み合わせによる解析を回避)

(出所):厚生労働省「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の取組みについて」(2024/8/1)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

● IoT 機器を含む情報資産の通信制御を確認する

医療機関等のネットワークについて、通信網を正確に把握し、適切に対策が講じられているかの確認が必要です

ネットワークが閉域網と認識されている場合においても、医療機関等が把握できていないVPN装置等の外部接続点が設置されている場合があるため、関係事業者と協力してネットワークの接続点を確認し、アクセス制御等が適切に実施されているかをご確認ください

また、各種システムや通信制御を行っている機器のログが適切に保存され、運用されていることをご確認ください

● ネットワーク機器の脆弱性に、ファームウェア等の更新を迅速に適用する

サイバー攻撃の被害を受けた医療機関の多くで、ネットワーク機器のバージョンアップやパッチ適用、ファームウェアアップデートが適切に行われていない事例が確認されています。更新作業の実施までの間にサイバー攻撃の標的となる可能性があり、対象機器に深刻な脆弱性がある場合、その機器がシステムへの侵入等に悪用される恐れがあります

適切な頻度で脆弱性情報の確認及び更新(あるいはメーカーより示されているリスク低減措置)が行われているか、事業者と連携して今一度の確認をお願いいたします

併せて、セキュリティ対策ソフトの稼働状況(最新の定義ファイルが適用されるようになっていくか等)についてもご確認ください

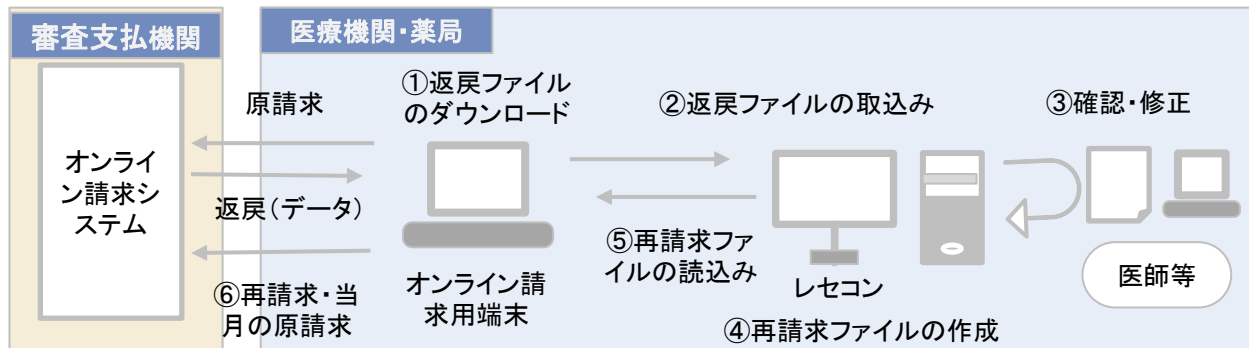
(ご参考):8月13日に、マイクロソフト社からセキュリティ更新プログラムが公表されています

SMBC日興メディカルニュース2024/9

【オンラインによる返戻再請求】

オンラインによる返戻再請求の実施

- ▶ オンライン請求医療機関・薬局において、令和6年9月末に紙による返戻レセプトの送付が終了し、10月以降はオンラインによる返戻のみとなり、返戻再請求についてもオンライン対応へ⇒現在使用中のレセプトコンピュータがオンラインによる返戻再請求に対応しているのか要確認



(出所):厚生労働省「オンラインによる返戻再請求の実施に関する周知広報資料の送付について」(2024/7/29)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

【長期収載品の保険給付】

長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養について

- ▶ 長期収載品に関する「選定療養」が10月からスタート

【保険給付と選定療養の適用場面】

- 長期収載品の使用について、①銘柄名処方の場合であって、患者希望により長期収載品を処方・調剤した場合や、②一般名処方の場合は、選定療養の対象とする
- ただし、①医療上の必要性があると認められる場合(例:医療上の必要性により医師が銘柄名処方(後発品への変更不可)をした場合)や、②薬局に後発医薬品の在庫が無い場合など、後発医薬品を提供することが困難な場合については、選定療養とはせず、引き続き、保険給付の対象とする

【選定療養の対象品目の範囲】

- 後発医薬品上市後、徐々に後発品に置換えが進むという実態を踏まえ、
 - ① 長期収載品の薬価ルールにおいては後発品上市後5年から段階的に薬価を引き下げることとしている。この点を参考に、後発品上市後5年を経過した長期収載品については選定療養の対象とする
※ ただし、置換率が極めて低い場合(市場に後発医薬品がほぼ存在しない場合)については、対象外とする
 - ② また、後発品上市後5年を経過していても、置換率が50%に達している場合には、後発品の選択が一般的に可能な状態となっていると考えられ、選定療養の対象とする

【保険給付と選定療養の負担に係る範囲】

- 選定療養の場合には、長期収載品と後発品の価格差を踏まえ、後発医薬品の最高価格帯との価格差の4分の3までを保険給付の対象とする
- 選定療養に係る負担は、医療上の必要性等の場合は長期収載品の薬価で保険給付されることや、市場実勢価格等を踏まえて長期収載品の薬価が定められていることを踏まえ、上記価格差の4分の1相当とする

(出所):厚生労働省「長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養について」(2024/7/17)を基にSMBC日興証券ソリューション・アドバイザー一部作成

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性については保証するものではありません。また、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い致します。本資料は、別段の表示のない限り、その作成時点で施行されている法令に基づき作成したものです。将来、法令の解釈の変更や制度の改正、新たな法令の施行等がなされる可能性があります。なお、本資料とその記載内容につきましては、第三者に対してその全部または一部のコピーを作成したり、配布されませんようお願い致します。

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く)の場合は約定代金に対して最大1.265%(ただし、最低手数料5,500円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。
Share the Future